

# 第 8 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 20 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会



10 議 事

事務局 (伊藤副参事)	ただいまから、令和6年第8回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第8回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、10番伊藤洋文委員と11番三浦宏和委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第3区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「令和6年度第2回運営委員会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「令和6年度農業者年金加入推進特別研修会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (齋藤主任)	【会務報告3の報告】
議長	次に、会務報告4の「農業委員視察研修」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告4の報告】

議 長	次に、会務報告 5 の「一般社団法人秋田県農業会議第100回常設審議委員会」について、私から報告します。
	【会務報告 5 の報告】
	次に、会務報告 6 の「農地利用最適化推進委員視察研修」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 6 の報告】
議 長	次に、会務報告 7 の「市町村農業委員会地区別研修会」につきまして、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 7 の報告】
議 長	次に、会務報告 8 の「秋田市農業活性化フォーラム」について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (鈴木主査)	【会務報告 8 の報告】
議 長	次に会務報告 9 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 12 の「現況地目照会に係る回答について」まで 4 件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告 9 から 12 までの報告】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第 4、議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (稲葉副参事)	議案書 1 ページの 1 件について説明いたします。 番号 1。譲受人は、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。譲渡人は、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 申請地は譲受人宅に隣接しており、譲渡人は他人の土地を通らなければ立ち入ることができないため、以前から管理を依頼してきた譲受人にこの度、贈与しようとするものです。 なお、譲受人の耕作面積はありませんが、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第 3 条第 2 項各号に該当し

事務局 (稲葉副参事)	<p>ないことから、新規参入審査会の対象外としております。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械は所有していませんが、申請地を畑として管理しており、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地を調査した藤嶋卓也推進委員より報告を受けた私から報告をします。</p> <p>藤嶋推進委員から特別問題はないとの報告を受けており、私も同意見です。よろしくご審議をいただければと思います。</p> <p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	なし。
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案書の2ページから3ページをご覧ください。</p> <p>番号1。[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、借受人は秋田市が発注する市道広域河辺北野田神内線道路災害復旧工事を受注し、工事施工箇所付近で現場事務所や資材置場等の用地を探していましたが、市道の沿線に位置し、工事車両の出入りが容易な申請地を選定し転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内、農地区分は農用地区域内農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は</p>

事務局  
(勝田主席主査)

自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年12月29日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。

被害防除において、隣接に対する措置はなし。排水計画において汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。

一時転用に対する復元計画は、事業終了後に仮設事務所や敷鉄板等を撤去、搬出することとしています。

現地は令和6年8月2日に確認しております。

続いて番号2。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]外5名。施設の概要は、仮設道路への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、借受人は秋田県が発注する河川災害復旧工事を受注しており、県道から工事施工箇所までを行き来するための仮設道路を設置するため、申請地を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は都市計画区域外で農業振興地域内、農地区分は農用地区域内農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年3月21日まで。土地改良区等からの意見書は一時転用のため不要。

被害防除において、隣接に対する措置はなし。排水計画において汚水・生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。

一時転用に対する復元計画は、事業終了後、敷鉄板等を撤去・搬出することとしています。

現地は、令和6年8月7日に確認しております。

続いて番号3。譲受人は[REDACTED]。譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は駐車場外への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、譲受人は、家族が自動車を購入することによる駐車台数の増加および自宅裏の小屋へ自動車での乗り入れを図るため、新たに土地を取得することとしました。取得に際し、自宅に隣接し条件に見合う土地が当該農地以外に無かったことから、申請地を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内の農用地区域外、農地区分は第3種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年10月31日まで。他法令による許認可の処分は該当なし。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のため不要です。

被害防除において、隣接に対する措置はなし。排水計画において汚水・生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。

現地は令和6年8月1日に確認しております。

説明は以上です。

議長

次に、現地調査の報告をしていただきます。

議	長	番号1について、現地を調査した山上一推進委員から報告を受けた16番佐々木繁明委員から報告をお願いします。
16番佐々木繁明委員		16番佐々木です。山上推進委員より報告があり、何ら問題はないとのことでしたので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	次に番号2について、現地を調査した佐々木強推進委員から報告を受けた1番齊藤善彦委員から報告をお願いします。
1番齊藤善彦委員		1番齊藤です。佐々木強推進委員より報告がありました。この件は災害復旧工事であり何ら問題ないとのことでしたので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	次に番号3について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員		6番相場です。熊谷推進委員から8月15日に連絡があり、再度、二人で現地を確認に行きました。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回はいずれも県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第6、議案第35号、農用地利用集積計画（令和6年度第5号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (越前屋主任)		今回は所有権移転がないことから、利用権設定の11件について説明します。議案書の5ページから8ページをご覧ください。 番号1。借り手は[REDACTED]。貸し手は[REDACTED]。 これを含む合計11件について、土地の所在、面積等は議案書に記載のとおりです。 以上、令和6年度第5号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。

議	長	ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 今回は議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決いたします。 通常利用権の番号11について採決します。 9番星容子委員の退席をお願いします。
		<b>【9番星容子委員退席】</b>
		農用地利用集積計画、通常利用権の番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、通常利用権の番号11番について、原案のとおり決定することにいたします。 9番星容子委員の着席をお願いします。
		<b>【9番星容子委員着席】</b>
		次に、議事参与案件であった、通常利用権の番号11を除いた10件につきまして、一括して採決します。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、通常利用権の番号11を除いた10件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 以上により、日程第6、議案第35号、農用地利用集積計画（令和6年度第5号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第7、議案第36号、秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選任に関する件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事 務 局		それでは、議案書の25ページをご覧ください。
(佐藤主任)		先月欠員となりました、第2区域、下北手、桜、横森地区の農地利用最適化推進委員の候補者について選考するため、選考委員会委員の選任についてお諮りするものです。 選考委員会委員の選任については、先月の総会において協議し、運営委員の中から選任することが承認されました。 そのため、議案第36号別紙のとおり、佐々木吉秋会長、佐々木繁明会長職務代理者、各地区代表として、齊藤善彦委員、相場堅一委員、星容子委員、柴田ますみ委員、藤田修委員の7名の選任について上程するものです。説明は以上です。

議	長 選考委員の選考につきましては、先月の総会において協議し、運営委員の中から選任することになりましたので、別紙案の方々に決定してよろしいでしょうか。
一	同 異議なし。
議	<p>長 異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第36号、秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選任に関する件について、原案のとおり指名することにいたします。</p> <p>それでは、ただいま指名された方々を秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員として任命いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時42分終了)</p>